

持続可能で暮らしやすいまちづくりの実現に向けた 縣市連携による公営住宅の建替の推進に関する連携協定書

奈良県（以下「甲」という。）及び御所市（以下「乙」という。）は、持続可能で暮らしやすいまちづくりを目指して、老朽化が進む御所市内の県営住宅及び市営住宅の円滑な建替事業の実施及び建替後の余剰地の有効活用を図るため、以下のとおり連携と協力に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、持続可能で暮らしやすいまちづくりを目指して、老朽化が進み、今後建替を要する御所市内の県営住宅及び市営住宅の円滑な建替事業の実施及び建替後の余剰地の有効活用を図るため、甲と乙が相互に連携・協力して取組むことを目的とする。

（取組事項等）

- 第2条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の事項について取組を進めるものとする。
- （1）甲が計画する御所市内の県営住宅の建替に関すること
 - （2）乙が計画する市営住宅の建替に関すること
 - （3）（1）及び（2）の建替後の余剰地を活用したまちづくりの推進に関すること
 - （4）その他、甲及び乙が連携・協力による取組が必要と認められること
- 2 前項第1号の建替は甲が行うものとし、その際の住民の意向調査や各種調整等について乙が支援するものとする。
- 3 第1項第2号の建替は乙が行うものとし、甲はこれを技術支援するものとする。
- 4 第1項第3号の建替後の余剰地を活用したまちづくりは、甲及び乙が連携・協力して取組むものとする。

（まちづくりの方向性）

第3条 第1条に規定するまちづくりは、地域の生活支援サービスの確保や当該サービスを受けるために必要な交通手段の確保に努めることで、公営住宅を含む地域住民の生活利便性の向上を図るものとし、ひいては、持続可能で暮らしやすいまちづくりを目指して取組むものとする。

（取組の対象団地）

第4条 第2条第1項第1号に規定する県営住宅の建替及び同項第2号に規定する市営住宅の建替は、御所市内の県営住宅及び市営住宅のうち、老朽化状況及び持続可能な地域の暮らしの確保等の観点を踏まえ決定するものとする。

（建替の実施方法等）

第5条 甲及び乙は、第2条第1項第1号に規定する県営住宅の建替及び同項第2号に規定する市営住宅の建替について、公営住宅の円滑な建替事業の実施及び建替後の余剰地の有効活用による持続可能で暮らしやすいまちづくりの推進にあたって御所市内の最適な建替候補地を検討するものとし、事業規模や実施スケジュール等を含む具体的実施方法等について、住民の意向調査等を通じ決定するものとする。

（覚書等の締結）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく今後の具体的な取組に関する役割分担等については、別途協議の上、覚書等を締結するものとする。

（協定の変更）

第7条 甲及び乙は、そのいずれかから、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更するものとする。

（守秘義務）

第8条 甲及び乙は、連携・協力を当たって知り得た情報を相手方の承諾なしに第三者に開示又は漏洩してはならない。

（疑義等の決定）

第9条 この協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙で協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙各自署名押印の上、1通を保有する。

令和5年2月16日

甲 奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県知事 荒井正吾

乙 奈良県御所市1番地の3

御所市長 東川裕